

趣旨説明

田 中 真砂子

田中 それでは私の方から今回のシンポジウムについての趣旨説明のようなものをさせていただきます。先程大竹会長やシンポジウム実行委員長からもお話がありましたように、この学会はいろいろな分野の研究者が集まっております。したがって自分の領域を越えたところでは全員が素人です。今日これから四人の方々がらご報告をいただくことになっておりますが、コーディネーターの私にいたしましても、自分の専門(私の専門は文化人類学です)以外の方のお話は門外漢としてうけたまわるしかありません。

四人の方々はそれぞれバラバラに聞いてもおもしろいお話をして下さると思えますが、それではこうして一つのテーマを立ててシンポジウムを行う意味がありません。そこでコーディネーターと致しましては、ここで少々お時間をいただきまして、門外漢なりにこの四つのお話をこのようにみたら一つのストーリーとしてまとめることができるかもしれないという予測をお話させて頂くことによって、趣旨説明にかえさせていただきますと思います。皆様すでに御存じのように、国際連合は、一九八九年の総会において、「子どもの権利に関する条約」というものを採決致しました。現在世界の各国で批准のプロセスが進行中で、マスコミで

もたびたび取り上げられますので、皆様も御覧になったり、お聞きになったりしたことがあると思います。ところでこの「子どもの権利条約」なんです、これを読んでみますと、少なくとも文化人類学をやっている者の目からみますと、社会における子どもと大人の関係について非常に重要な基本的変革を含んでいるように思えます。それは簡単にいってしましますと、こういうことです。

私たちが今日生きております近代市民社会において、一人前の権利の主体たり得るのは大人であって、子どもはそこには含まれません。私たちが子どもの「人権」という時、それは大人が有する権利と同質の権利を意味するのではなく、大人たちによって正しく保護され、養育される権利であったと思うのです。ところが「子どもの権利条約」が示唆するところはどれもそれだけには止まらないと思えるのです。例えばこの条約の前文を読んでもまずと、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利」がすべての人(ということとは当然子どもも含まれるわけです)に認められるというようなことが高らかに謳い上げられています。前文にはさらに基本的な人権、人間の尊厳および価値云々というような抽象的言葉が並んでおりまして、もちろんそれ自体大変結構なことではあるのですが、要するに子どもにも大人と同じ権利が保証されるといっているように読めるのです。例えばこの条約の第一二条は子どもの「意見表明権」について述べています。それも単に子どもが意見を言っつてよいとか、子どもの言

い分にも耳を傾けろとかいうだけではありません。同条二項は「子どもは、この目的のため……子どもに影響を与えるあらゆる司法的および行政的手続きにおいて、直接的にまたは代理人もしくは適当な団体を通して聴聞を受ける機会をとくに与えられる」とあります。つまり親や保護者を通してではなく、社会に対して独自に意見を表明する権利があると言っているのです。この第一二条の後には「表現・情報の自由」、「思想・良心・宗教の自由」、「結社・集会の自由」、「プライバシー・通信・名誉の保護」、「マスメディアへのアクセス」などの項目が並んでいます。

子どもと大人の関係のあり方について、これは一体どういうことを意味するのでしょうか。私たちはこれまで大人は子どもを養育・保護し、子どもはそれを受けるという意味において両者は対等ではない、言い換えれば、大人と子どもの関係は縦の関係であると考えてきたと思います。ところが「子どもの権利条約」は、少なくともある意味において、子どもも大人も対等である、子どももまた人権や人間としての尊厳を保障され、それゆえ上に列挙したような市民的権利の主体たり得ると宣言しているように思われるのです。これは子どもと大人の関係のあり方についてのパラダイムの一大転換といってもいいのではないのでしょうか。

さて、比較家族史学会の創立一〇周年に当たって私たちが取り上げたテーマは「親子関係を問い直す」というものであります。こういうテーマを立てますと、とかく私たちは親子関係をそれぞれ体独立したものとして考えてしまいがちですが、もちろん他のさ

まざまな人間関係と同様、親子関係もまた当該社会の社会構造や社会的、文化的状況の文脈の中で初めて理解することができます。そういう意味で、本日私たちが問い直す対象は、普遍的・抽象的親子関係のあり方ではなく、特定社会（または集団）の中における親と子、または大人と子どもの関係というふうにお考えいただきたいと思います。

いかなる社会においても、社会を構成する成員がまったく平等・同質であるというようなことはありません。どんなに「単純」で「未開」な社会であろうと、大人と子ども、男と女がまったく区別されず、役割分業もないというような社会はないのです。これは、他の哺乳類の動物たちと比べて、人間の出産がかなり「難産」であること、しかも産まれてきた赤ちゃんは非常に無力で、最低生後一年ぐらいいは誰か大人が面倒を見てやらなければ生きのびられないこと、そして一人前に成長するまでに長い長い年月を要すること、などなど人間が種として与えられた生物学的条件と深く関わっていると思います。出産・授乳期の女の人と乳幼児を保護し、子どもたちを一人前に養育するシステムを集団（または社会）として編み出すことができなければ、その社会は一代で滅びるほかはありません。

人類の長い歴史を通して、最近一万年ぐらいの期間を除けば、私たちの先祖たちは比較的小規模な社会を形成し、今の私たちから見ればまことに単純な技術を駆使して何とか生きのびてきました。国家とか社会保障などというものはありませんから、先祖た

ちは自分たちの属する小さな集団の中で協力し合いながら集団として生き抜く工夫をこらし、集団が生き続けるためのシステムを作り出してきたのだろうと思います。そういう自然発生的、共同的システムのうちの親と子、大人と子どもの関係のあり方に思いを致すことを私たちは今日すっかり忘れてしまつて、親子関係、大人と子どもの関係といえは、近代社会における世代間の関係を考へてしまいます。でも、共同体をとびこして国家などというのが直接個人々の生活に介入してくるようになり、私たちが学校や法律にしばられ、社会保障や福祉を当てにすることができるようになったのは、「文明国」といへどもせいぜいこの一〇〇年ぐらいのことです。

こういうことを申し上げるのは、一つには私たちが今日生きている近代社会における親子（または大人と子ども）関係を相対化して考える必要があるということ、二つには、それと関連して「近代」という社会が、人類の長い歴史の中で見れば、非常に特異な社会であるということを頭のすみにおいて親子関係を考へたいと思うからです。

もちろん近代社会といつてもさまざまで一様ではありませんが、親と子、大人と子どもという文脈で言えば、次のような特徴をあげることができるのではないかと思います。近代社会は国家のある社会です。その国家を構成する最小の機能的単位として家族が設定されます。家族や親族関係は、国家などのない社会にももちろんあったのですが、近代家族の特徴の一つは、国家社会におけ

る公民権が厳密に言えば家長である男性にしか認められなかったということ。家長は家を代長して公的領域において権利・義務を行使し、家を治めます。家長以外の人々、すなわち女や子どもや使用人などは家長を通して権利を主張したり、法的保護を受けるしかなかったのです。換言すれば、女・子どもなどは独自の市民的ステイタスを持たず、家という私的領域に囲い込まれてしまいました。非常に大ざっぱに整理をするとそういうことになろうかと思ひます。

ところが近代社会が成熟していく過程で、家長にしか認められなかつた公民的権利がほかのすべての人々にも認められなければ、近代が標榜する自由・平等・民主主義・個人の尊厳といった原理に反するという考え方が一般化していきます。男女同権、子どもの権利といったものもこうした流れの中で出てくるのだと思ひます。

そういう文脈のなかに、本日予定しております四人の方のお話を置いてみたいと思ひます。午前中のお二人のお話は、「近代」社会における親と子、大人と子どもの関係が主題です。まず西洋教育史ご専攻の寺崎さんは、西洋市民社会が形成されていく過程で、養育し、養育される者としての親と子の関係がどのようなものと考えられてきたのか、また養育を受ける権利や、養育を受ける身分でありながら子どもが子どもとしての権利を主張できる論拠はどこに求められるのか、またそれはどのように変わってきたのかお話しくださるはず。次いで山脇さんは、「近代化」を

遂げた現代の日本において、社会と家族と子どもの関係がうまく機能している場合、うまく機能していない場合に、国家がどのように介入してくるのかを、とくに法律の規定を通して具体的に話し下さるることになっております。

午後のお二人には、私たちになじみ深い近代社会とは異質の社会について、ご報告をお願いしてあります。まず、日本近世教育史がご専門の中江さんには、江戸時代の村で子育てがどのように行われていたのかお話いただきます。江戸時代にはもちろん藩や幕府といった、村を越えた政府がありました。庶民の子育てに関して言えば、それは村という共同体レベルで行われていて、幕府や藩が介入してくることはまずなかったと思われれます。共同体の中では家が単位であり、子どもの養育の直接的責任を負っていたと思われれますが、子どもたちは特定の家の子供であると同時に共同体全体の子どもでもあって、共同体全体として社会化が行われていたという側面もあったと思われれます。

最後の原さんには、ヘヤー・インディアンという、カナダの北の方に住んでいる採集狩猟民の子育てについて話していただきます。ヘヤーの社会は人口わずか三百何名という小規模社会です。しかもこれだけの人数が日本の本州の五分の三ぐらいもある広い地域にばらばらに住んで、離合集散を繰り返しています。そういう社会における親子関係はいったいどういものなのか、子どもたちは一人前の人間になるための教育をどこで、どのようにして得るのか、私たちの常識をぶち壊すようなお話が伺えるはずで

以上四人の方々のご報告を通して、おそらくさまざまな感想や疑問が出てくるだろうと思います。それらを午後のディスカッションに生かさせていただきたいと思っておりますので、お配りしてあります紙に書いてご提出下さい。その際、整理の都合上、一枚の紙には一つの質問・コメントに限って書き下さい。二つ三つのことについてお書きになりたい方は、どうぞ紙を数枚要求なさって、別々に書いていただくようお願い申し上げます。

それでは早速ですが報告者のお話に移ります。初めにお話し下さるのは東京大学の寺崎弘昭さんで、題は「八子どもの権利Vの誕生とその社会的背景」です。寺崎さん、よろしくお願い致します。